

／ 地方へ移住を検討のみなさんへ ／

地元企業や農林水産業など

地域の担い手として活躍してみませんか？

地方へ移住する方を

応援します！

東京23区に在住又は通勤する方が、東京圏外へ移住し、就業や起業等を行う方が、

①単身の場合は最大60万円

②世帯の場合は最大100万円

③18歳未満の子どもは一人あたり最大100万円加算

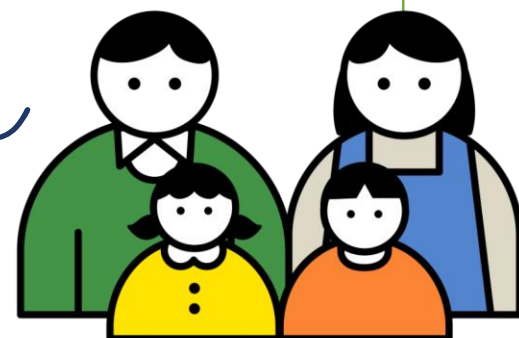
の給付を受けることができます。

本事業は地方公共団体が主体となって実施しています。

制度の詳細は裏面をご覧ください。

実際に地方に移り住んで感じた魅力

- 自然豊かな環境での子育て
- ワークライフバランスの良い職住近接の暮らし
- 親や昔の友達の近くにいる暮らし



移住支援事業のご案内

I. 支援対象者

移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)^{※1・2}から東京23区へ通勤していた方。

※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※2 東京圏(条件不利地域を除く)への移住は本事業の対象外です。

II. 補助対象となる移住先

東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住し、就業や起業等を行う方。

- 本事業は地方公共団体が主体となって実施しています。移住先の市町村が本事業を実施しているかや、就業・起業に係る要件の詳細については、当該市町村にお問合わせください。

III. 補助額

- ①単身の場合は最大60万円
- ②世帯の場合は最大100万円
- ③18歳未満の子どもは一人あたり最大100万円加算

IV. 申請受付

※受付期間は移住先の市町村にお問合わせください。

移住から1年以内。

V. 申請に必要な書類等

※詳細は移住先の市町村にお問い合わせください。

- ・写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- ・申請書(転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類)

※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行います。

- ・移住元の住民票の除票の写し

お問合せ先

- 本事業は、地方公共団体が主体となって実施しています。上記の対象要件等の詳細は地方公共団体により異なりますので、移住先の市町村までお問い合わせください。なお、各地方公共団体HPの他、以下URLから連絡先を見つけることができます。

はじめての
移住応援サイト

いいかも地方暮らし

<https://www.chisou.go.jp/iikamo/search/index.html>

